

法人市民税の税率・納付場所のご案内

■法人税割の税率の改正について

【法人税割の税率】

地方税法の一部改正により、以下の開始事業年度から、税率が引き下げられ変更となっています。

事業年度開始日	法人税割適用率(筑西市)
平成26年9月30日まで	14.7%
平成26年10月1日から令和元年9月30日まで	12.1%
令和元年10月1日から	8.4%

税率改正後初年度の予定申告の法人税割額について

法人税割の税率の改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度の予定申告に係る法人税割額に限り、下記のとおり経過措置が設けられています。

均等割の税率は、従前のとおりとなります。

【平年度の予定申告の法人税割額】

{前事業年度または前連結事業年度の確定法人税割額 - (使途秘匿金税額等または個別帰属特別控除取戻税額等×法人税割の税率)} × 6 ÷ 前事業年度または前連結事業年度の月数

【経過措置：令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告の法人税割額】

{前事業年度または前連結事業年度の確定法人税割額 - (使途秘匿金税額等または個別帰属特別控除取戻税額等×法人税割の税率)} × 3.7 ÷ 前事業年度または前連結事業年度の月数

【均等割の税率】

資本金等の額 (保険業法に規定する相互会社は純資産額として 政令で定めるところにより算定した金額)	筑西市内にある事務所等及び寮等の合計従業者数	
	51人以上	50人以下
50億円を超える法人	3,600,000円	492,000円
10億円を超え50億円以下の法人	2,100,000円	492,000円
1億円を超え10億円以下の法人	480,000円	192,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	180,000円	156,000円
1千万円以下の法人	144,000円	60,000円
上記以外の法人等 (例：一般社団法人・一般財団法人、人格のない社団等)	60,000円	

(注) 資本金等の額及び従業者数について

- ① 確定申告は、事業年度又は連結事業年度の末日の現況によります。
- ② 予定申告は、資本金等の額が前事業年度又は前連結事業年度の末日の現況、従業者数が事業年度又は連結事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日の前日の現況によります。
- ③ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金等の額（無償増資又は無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の額）が、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合の資本金等の額は、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額となりました。

■納付場所のご案内

1. 筑西市役所、各支所及び出張所
2. 指定金融機関等

常陽銀行、足利銀行、筑波銀行、東日本銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、北つくば農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局(関東各都県及び山梨県)

※ コンビニエンスストアで納めることはできません。

お問い合わせ

〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地

筑西市役所 財務部 市民税課

電話 0296(24)2113 (直通)